

令和7年度

しゅうがくしえんきん りんじしえんきん
高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金

7月申請のしおり

- 授業料を国が生徒に代わり負担する制度です。(返還不要)
- 要件を満たした全世帯が対象となります。(1ページ参照)

- ※1 所得金額が基準額未満の場合は就学支援金が支給され、所得金額が基準額を超過した場合には、高校生等臨時支援金が支給されます。
- ※2 支援金は直接支給を受けるものではありません。高校等に納入すべき授業料を、国が生徒に代わり納入するものです。
- ※3 申請しない場合は、授業料を納入する必要があります。
必ず就学支援金と臨時支援金の両方を申請してください。

支給を受けるためには、
必ず申請が必要です。



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

【オンライン申請方法】

- 2ページ掲載のQRコード又はURLからアクセスしてください。
※ 検索エンジンでのキーワード検索からはアクセスできません。
- 申請期間：学校が指定する日までに申請をお願いします。

紙書類での申請を希望される場合は、学校の事務室で書類をお受け取りください。

1 就学支援金・臨時支援金の支給額

支給される金額は、在籍する課程により異なり、原則として授業料の金額と同額です。

課程	支給額
全日制課程	9,900円(月額)
定時制課程(単位制による課程を除く)	2,700円(月額)
定時制課程(単位制による課程)	1,740円(1単位につき)
通信制課程	330円(1単位につき)

※ 定時制課程(単位制による課程)及び通信制課程においては、履修単位数に応じて支援金が授業料に充てられます。就学支援金は在学期間中最大74単位(臨時支援金は今年度中最大18単位)まで支給を受けることができます。

※ **今回の申請で支給される就学支援金は、令和7年7月～令和8年6月分です。**(臨時支援金は令和8年3月分までとなりますので、4月分以降の手続きは改めて御案内いたします。)在学期間中継続して就学支援金の支給を受けるためには、各年度の7月以降に案内をする申請が再度必要です。(再度の申請が不要となる申請方法もあります。8ページをご参照ください。)

2 対象となる方

次の①～③のすべての要件に該当する方が対象です。

なお、対象とならない方が申請した場合でも、ペナルティ等は発生しません。

- ① 生徒本人が国内に住所を有していること。
- ② 高等学校等を卒業又は修了していないこと。
- ③ 高等学校等の在学期間が通算で36月(定時制課程・通信制課程は48月)を超えていないこと。

上記要件に該当する方について、原則保護者(親権者)全員分の所得を確認し、就学支援金、臨時支援金のいずれかの支給が決定します。

保護者の所得が基準額未満→就学支援金の支給

〃 以上→臨時支援金の支給

※ 基準額は、保護者(親権者)の「課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除の額*」が304,200円。(世帯年収の目安は約910万円です。)

* 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※ どのような世帯構成であっても、基準額となる金額(304,200円)は変わりません。

3 申請方法

高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）にログインし、申請を行います。（オンラインで申請すると、原則として書類の提出が不要になります。）

○ 事前に用意するもの

- ・保護者等のマイナンバーカード（又はマイナンバーが記載された書類）
- ・ログイン ID 通知書（学校から配布されます。）

① サイトへのアクセス

以下の URL 又は右の QR コードよりアクセスします。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

※ 検索エンジンでの検索では、直接アクセスすることができません。



② ログイン

- 学校から配布されたログインIDとパスワードを入力し、ログインします。

※紛失した場合は、お通りの学校事務室まで、お問い合わせください。

** 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 ** * * * * *	
発行日： 令和7年4月1日	
発行回数： 1	
見本	
ログインID (数字のみ)	1234567
パスワード (英字大文字・小文字、数字)	Abc123def

※ ログインできなくなってしまった場合はP12「よくある質問と回答」を参照してください。

e-Shien ログイン画面

A screenshot of the e-Shien login page. The page title is "e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム". The main heading is "ログイン". There are two input fields: "ログインID" with the value "1234567" and "パスワード" with the value "Abc123def". Below the password field is a checkbox for "パスワードを表示する" which is unchecked. There is a dropdown menu for "言語(Language)" set to "日本語". At the bottom is a "ログイン" button.

◎ 次のページ以降、以下 a～d のパターンを参照し、申請してください。
※授業料の補助を受けたい場合は、就学支援金と臨時支援金の両方の制度を必ず御申請ください。

- 前回の申請結果が、
 - a 「認定」だった場合 → 3 ページ「③-1 継続意向登録」から入力
 - b 「不認定」だった場合 → 6 ページ「④-2 認定申請」から入力
- 過去に就学支援金を
 - c 申請したことがない場合 → 5 ページ「③-2 意向登録」から入力
 - d 「意向なし」として登録した場合 → 5 ページ「③-2 意向登録」から入力

a 前回の申請結果が、「認定」だった場合はこちらから申請してください。

③ - 1 継続意向登録

○ 継続届出

継続届出の「継続意向登録」をクリックし、就学支援金の継続申請意思の登録を行います。

 継続届出	ヘルプ
--	-----

就学支援金の継続に係る届出はこちらです。

申請名	申請説明
継続意向登録	高等学校等就学支援金の受給継続意向を登録します。
収入状況届出	高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。
家計急変継続審査 (1月)	家計急変支給による高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。

○ 確認事項

記載事項を確認し、全ての項目に☑をつけ、「入力内容確認」をクリックします。

○ 継続意向確認

継続申請希望の有無を選択し、「入力内容確認」をクリックします。

・ 就学支援金の受給を継続して希望する場合、以下の項目にチェックを入れます。

現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

・ 就学支援金の受給を希望しない場合、以下の項目にチェックを入れます。

受給権を放棄します。

○ 保護者等情報の変更について

3つのうち①又は③のいずれかを選択してください。

・ 「①あります。(②以外の理由)」 → 課税地、収入状況提出方法等に変更がある場合に選択してください。(新たに個人番号を入力させる方はこちらを選択してください。)

・ 「②あります。(家計急変)」 → 選択しないでください。

・ 「③ありません。」 → 課税地、収入状況提出方法等に変更がない場合に選択してください。

○ 継続意向登録確認

入力した内容を確認し、「本内容で登録する」をクリックします。

～ 「④ - 1 保護者等情報変更届出 / 収入状況届出」に進んでください。～

④-1 保護者等情報変更届出／収入状況届出

就学支援金の支給を継続して希望する場合は、継続意向登録後、申請に必要な情報を登録します。「続けて保護者等情報変更届出を行う」または「続けて収入状況届出を行う」をクリックしてください。

○ 生徒情報

必要事項を確認、入力し「保護者等情報入力」をクリックします。

- ・ 前回の申請時に登録した生徒情報が表示されます。
- ・ メールアドレスに変更がある場合はここで変更してください。

○ 保護者等情報

- ・ 前回の申請時に登録した保護者等情報が登録されています。
- ・ メールアドレス、電話番号に変更がある場合はここで変更してください。電話番号は、申請内容に不備があった場合の連絡に必要となります。

(3 ページ「○ 保護者等情報の変更について」で「①あります。(②以外の理由)」を選択した方)

- ・ 保護者等の変動(追加・削除)は選択しないでください。保護者等に変更がある場合は別途紙での申請が必要になりますので、お通りの学校事務室までご連絡ください。

Q. 保護者等の変動(追加・削除)はありますか？

保護者等の変動(追加・削除)があります。

こちらは選択しないでください。

中断前に入力した保護者等情報からの変動(追加・削除)はありますか？

保護者等の変動(追加・削除)はありません。

保護者等の変動(追加・削除)はなく、保護者等の電話番号や課税地等の情報を変更する場合は。

○ 収入状況提出方法

8 ページ以降の「○ 収入状況提出方法」を参照し、ご入力ください。

8 ページへ進んでください。

- c 過去に就学支援金を申請したことがない場合
- d 過去に就学支援金を「意向なし」として登録した場合はこちらから申請してください。

③－2 意向登録

○ 新規申請

新規申請の「意向登録」から、就学支援金の申請意思の登録を行います。

新規申請
ヘルプ

就学支援金の最初のお申し込みはこちらです。

申請名	申請説明
意向登録	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
認定申請 (家計急)	離職等の家計急変理由が生じたため、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。 <small>この種別は申請後、一旦承認された後、変更を申請する場合は、申請内容が変更された旨を申請する必要があります。</small>

※ 過去に意向登録を意向なしとして登録された方で、「意向登録」がクリックできない方については、入力できない状態となっています。就学支援金事務局 (048-711-7012) へご連絡ください。

※ 「登録内容確認」後にログアウトし、申請を再開する場合は、選択するボタンが異なります。6ページをご参照の上、「④－②認定申請」から進めてください。

○ 確認事項

記載事項を確認し、全ての項目に☑をつけ、「入力内容確認」をクリックします。

✓
確認事項

以下の内容を確認の上、チェックをつけてください。 必須

○ 意向確認

申請希望の有無を選択し、「入力内容確認」をクリックします。

- ・ 就学支援金の受給を希望する場合、以下の項目にチェックを入れます。

※ 支給の対象となるか不明な場合は、こちらを選択してください。

高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、取入状況を提出いたします。

- ・ 就学支援金の受給を希望しない場合、以下の項目にチェックを入れます。

所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。

○ 登録内容確認

確認事項と意向確認で入力した内容を確認し、「本内容で登録する」をクリックします。

～ 「④－2 認定申請」に進んでください。～

6ページへ進んでください。

○ 高等学校等の在学期間について

① 「現在通っている高等学校等の在学期間について」

あらかじめ入力していますので、入力内容の変更を行わないでください。

② 「過去に別の高等学校等に在学していた期間について」

- ・過去に在学した高等学校等がない場合、「保護者等情報入力」をクリックします。
- ・過去に在学した高等学校等がある場合は、「在学期間追加+」をクリックします。学校名、在籍期間等を追加で入力し、「保護者等情報入力」をクリックします。



○ 収入状況（個人番号又は課税情報等）の提出が必要な保護者等について

収入状況の提出が必要な保護者等を確認するため、いくつかの質問に回答します。

原則として、保護者（親権者）全員分（父母がいる場合は父母の両方）の収入状況の提出が必要です。

該当する項目を選択してください。（省略している画像箇所もあります。）

○ 保護者等情報

必須項目に加え、保護者等の電話番号を入力します。

電話番号は、申請内容に不備があった場合の連絡に必要となります。

8 ページへ進んでください。

○ 収入状況提出方法

・「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」

ご自身でマイナポータルから、収入状況を取得・提出する申請方法です。

この方法で申請する場合、来年度の7月以降に改めて申請書類の提出が必要になります。（在学中、継続して申請を希望する場合、下段の「個人番号を入力する」をお勧めします。）

・「個人番号を入力する」

個人番号を入力してください。埼玉県が、収入状況を取得します。

今回の申請で受給認定された場合、来年度の7月以降、在学期間中は自動審査となり、改めて申請する必要はありません。

※マイナンバーが記載された通知カード、住民票等でも申請できます。

・「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」

上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択し、別途書面で個人番号カードの写しや課税証明書等を学校に提出してください。

※マイナンバーが記載された通知カード（表面もしくは裏面記載の住所や氏名に変更がない場合のみ）、住民票等でも申請できます。

収入状況提出方法

収入状況提出方法 **必須**

個人番号カードを使用して自己情報を提出する

次の画面で個人番号カードを使用して、収入状況（課税情報等）を取得し、提出します。
個人番号カードを所有している場合に選択できます。

個人番号カードの使用について

個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある

以前の申請で個人番号提出済の場合、変更がなければ入力不要です。
変更がある場合には、口にチェックを付けてください。

個人番号 **必須**

(例) 1234 5678 9012

システム外で個人番号カードの写し等を提出する

上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

「個人番号を入力する」を選択。

「今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある」にチェックを入れると、マイナンバーが入力できるようになります。

12桁のマイナンバーを入力します。

※必ずマイナンバーを確認しながら入力してください。
入力された番号に誤りがあると、審査が大幅に遅れることがあります。

生活保護関係情報

- ・ 受給ありの場合 … 保護者等が令和7年1月1日時点で生活保護を受給している場合は、「受給あり」にチェックを入れ、福祉社事務所設置自治体画面に進んでください。
- ・ 受給なしの場合 … 保護者等が令和7年1月1日時点で生活保護を受給していない場合は、「受給なし」にチェックを入れてください。

～「受給あり」の場合～

福祉社事務所設置自治体

令和7年1月1日時点で居住する「都道府県」「市区町村」を選択してください。

生活保護関係情報 必須

① 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉社事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合）は、市区町村に「-」を選択してください。

受給あり 受給なし

福祉社事務所設置自治体 必須

都道府県 必須

埼玉県

市区町村 必須

-

該当する市区町村がない場合「-」を選択してください。

課税地情報

- ・ 令和7年1月1日時点の住所を選択し、「入力内容確認」をクリックします。
(「生活保護関係情報」で「受給あり」を選択した場合、入力はありません。)

○ 確認事項

生徒情報、保護者等情報で入力した内容を確認し、全ての項目に☑をつけ、「本内容で申請する」をクリックします。

認定申請登録結果



本システムによる受給資格認定申請の手続きは以上で終了となります。

受付番号
R-25-079-02-0001-0

続いて、以下の「臨時支援金意向登録」ボタンを押して、次の画面へお進みください。
※ここでブラウザを閉じると、臨時支援金の申請を続けて出来なくなります。

マイページに戻る

臨時支援金意向登録

引き続き臨時支援金の意向登録を行います。

※一度画面を閉じると臨時支援金の申請を再度行うことができません。ログアウトはせず、必ずこのまま申請してください。

申請完了画面で受付番号が表示されていることを確認してください。**引き続き臨時支援金の申請**を行います。

就学支援金申請完了後に一度ログアウトすると、再度臨時支援金の申請手続きを行うことができなくなります。必ず「臨時支援金意向登録」ボタンを押して臨時支援金の申請を行ってください。

また、就学支援金の申請内容により書類の追加提出が必要となる場合があります。就学支援金事務局からの案内により必要書類の提出にご協力ください。

〈オンライン申請で誤った内容を登録した場合は〉

オンラインでの申請において、「意向登録」や「認定申請」を誤った内容で登録した場合、**ご自身で登録内容の修正や取り消しを行うことはできません。**

入力内容の修正等が必要な場合は、就学支援金事務局（048-711-7012）にご連絡ください。

12ページへ進んでください。

臨時支援金の申請について

所得金額が基準額を超過したことにより、就学支援金を受給できない方を対象に、授業料を補助する高校生等臨時支援金制度が新設されました。臨時支援金を申請いただくことで、所得金額が基準額を超過したことにより就学支援金が不認定となった場合でも授業料の補助を受けることができます。

以下の「高校生等臨時支援金申請の意向確認」と「高校生等臨時支援金受給資格認定に係る同意事項」にチェックをしていただくことで申請いただけます。

○ 臨時支援金意向登録

✓ 高校生等臨時支援金申請の意向確認

どちらかを選択してください。 必須

- ① 高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します。
- ② 高校生等臨時支援金の支給を受ける意思がないので、臨時支援金は申請しません。

✓ 高校生等臨時支援金受給資格認定に係る同意事項

次の事項を確認の上、全てにチェックをつけてください。

- 臨時支援金の認定事務のために、高等学校等就学支援金の令和7年度に必要な認定情報等を利用することに同意します。
- 臨時支援金代理受領同意書
学校設置者が、私に支給される臨時支援金を代理受領することに同意します。
- 確認事項
臨時支援金を授業料に充てるとともに、臨時支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に依頼することに同意します。

登録内容確認

いずれかに●をします。

「①を選択」→「高校生等臨時支援金受給資格認定に係る同意事項」を入力します。

「②を選択」→登録内容確認ボタンをクリックします。

※臨時支援金を申請されない場合は、就学支援金の審査結果によっては、授業料を納入する必要があります。支援を受ける場合は、必ず①を選択してください。

(「高校生等臨時支援金申請の意向確認」で①を選択した場合)

御確認の上、3点☑をします。☑後、登録内容確認ボタンをクリックします。

○ 登録内容確認

入力した内容を確認し、「本内容で登録する」をクリックします。

「臨時支援金登録結果」が表示されれば、申請は完了です。

臨時支援金登録内容確認



登録内容

高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します。

← 臨時支援金意向登録に戻る

本内容で登録する

4 よくある質問と回答

質問① マイナンバーカードがありません。オンライン申請をすることはできますか？

- マイナンバーカードをお持ちでない場合、マイナンバーが記載された「通知カード」や「住民票」等でオンライン申請することができます。
- 市町村が発行する課税証明書は、申請をすることはできますが、オンラインでの申請はできません。学校の事務室から申請書類を受けとり、指定する日までに学校に提出してください。

なお、令和7年度（令和6年分）課税証明書又は納税通知書*をあわせて提出する必要があります。

* 勤務先から配布される「源泉徴収票」や「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」では申請できません。

質問② 申請をするうえで、気を付けることはありますか？

- 以下の場合には保護者等の税額を確認できません。
 - マイナンバーを提出した場合でも、以下に該当する場合は、保護者等の税額を確認することができず、審査が大幅に遅れることがあります。
 - ① 住民税の申告（令和6年1月～12月分）をしていない場合
→ 保護者全員分の税申告が必要です。（生活保護受給の場合を除く。）
 - ② 課税地（令和7年1月1日時点の住所）の申請内容に誤りがある場合

質問③ e-Shien にログインできなくなってしまった場合はどうすればいいですか？

- ログインを5回失敗すると、アカウントがロックされ、ログイン操作ができなくなります。
ロックされた場合は、ロックを解除しますので、就学支援金事務局（048-711-7012）へご連絡ください。
- ログインIDやパスワードが分からなくなった場合は、学校へお問い合わせください。

質問④ 審査の結果はいつ分かりますか？

- 就学支援金の審査結果は、一番早い場合で、10月中旬以降に学校を通じて送付する予定です。また、臨時支援金の審査結果は、一番早い場合で、11月下旬以降に学校を通じて送付する予定です。なお、審査状況や審査結果をオンラインでも確認することができます。(e-Shien へのログインが必要です。)
- 審査においては、申請者様一人ひとり所得要件を確認するため、人によって審査結果の送付時期が異なります。
- また、以下に該当する場合、申請内容の追加確認や書類の追加提出が必要となることがあるため、審査に時間を要し、結果通知の送付が遅れる可能性があります。

- ・申請に必要な情報の未記載や誤り等、申請内容に不備があった場合
- ・過去に別の高等学校等に在籍しており、在籍状況の確認等が必要となる場合
- ・マイナンバーで税額を確認できなかった場合
- ・その他、審査に当たり疑義が生じた場合

質問⑤ 公立高校の授業料は無償ではないのですか？

- 授業料無償の対象となるためには、まずは高等学校等就学支援金の申請が必要です。また、本制度は所得制限があります。(世帯年収目安約910万円)
- 所得基準を超過したことにより就学支援金を受給できない方を対象に、高校生等臨時支援金制度がございます。所得金額が基準額未満の場合には就学支援金が支給され、所得金額が基準額を超過した場合には、高校生等臨時支援金が支給され、納入すべき授業料を国が生徒に代わり負担します。(授業料が無償となります。)
授業料が無償になるには、必ず就学支援金と臨時支援金の両方を申請する必要があります。詳しくは12ページをご覧ください。

〈マイナンバーの利用目的〉

マイナンバー（個人番号）は、高等学校等就学支援金の審査に必要となる課税標準額（課税所得額）及び市町村民税の調整控除の額の確認に使用します。

その他、以下の制度の申請をする場合は、その審査にマイナンバーを使用します。

- ・埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免制度
- ・埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金制度
- ・高等学校学び直し支援金制度
- ・高等学校専攻科修学支援金制度



マイナンバーPRキャラクター
「マイナちゃん」

お問い合わせ

高等学校等就学支援金制度及び高校生等臨時支援金制度の概要及び申請方法に関するよくあるお問い合わせは、本しおりや埼玉県のホームページに掲載しています。

以上の内容をご確認いただいた上で問題が解決しない場合は、下記のお問い合わせ先に直接お問い合わせください。

以下のいずれかへお問い合わせください。

- ① 生徒が通う学校の事務室
- ② 埼玉県高等学校等修学支援制度事務局

問い合わせ先：電話 048-711-7012 FAX 048-833-0497

住所 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

受付時間：8時30分から17時00分まで（土日祝日、年末年始を除く。）

※3月、4月、7月、9月、11月、1月は、

8時30分から18時45分まで（土日祝日、年末年始を除く。）



埼玉県ホームページはこちら

埼玉県 就学支援金 国公立

検索